

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 指定居宅サービス事業者等の指定

【公告】

○ 未利用県有地売却の実施

○ 特定非営利活動法人の設立認証の申請

○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

○ 農用地利用配分計画の認可の申請

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

長寿社会課

財産活用課

県民生活交通課

〃

農村振興課

建築指導課

〃

目次

担当課（室）

平成27年11月2日 岡山県公報 第11733号

◎岡山県告示第五百二十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十七年十一月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービス鶴寿館

2 所在地

岡山県笠岡市美の浜二七番地一五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社成和サポート

2 所在地

岡山県浅口郡里庄町里見六三〇四番地一

三 指定年月日

平成二十七年十一月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇五〇〇九五五

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンターオルス

2 所在地

岡山県総社市総社二〇〇二番地七

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

平成27年11月2日 岡山県公報 第11733号

1 名称

医療法人原田整形外科

2 所在地

岡山県総社市井手一二〇八番地二

三 指定年月日

平成二十七年十一月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇一二八八

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンターメイプル

2 所在地

岡山県総社市中央六丁目一四番一〇一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人原田整形外科

2 所在地

岡山県総社市井手一二〇八番地二

三 指定年月日

平成二十七年十一月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇一二九六

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

平成27年11月2日 岡山県公報 第11733号

〔四三八〕次のとおり未利用県有地の売払いを実施する。

平成二十七年十一月二日

一 物件の概要

岡山県知事 伊原木 隆 太

所在地	地目又は構造	面積(平方メートル)	予定価格(最低売払価格)	受付期限
土地 岡山市北区玉 柏二七五番 一	雑種地	三三七・六六	一、七六〇、 〇〇〇円	平成二十八年 七月二十九日 (金)
土地 岡山市中区円 山字岩坪前一 六八番一	宅地	二九九・三七	一六、三〇〇、 〇〇〇円	平成二十八年 七月二十九日 (金)
土地 岡山市東区可 知四丁目三八 四番七	宅地	六八五・五八	二七、九七〇、 〇〇〇円	平成二十八年 七月二十九日 (金)
土地 津山市総社字 大根山五三一 番、五三一番 二	宅地・雑種地	二七七・〇四	三、一九〇、 〇〇〇円	平成二十八年 七月二十九日 (金)
土地 総社市総社二 丁目字藪下五	宅地	一八三・九三	一、七五五、 〇〇〇円	平成二十八年 七月二十九日 (金)

平成27年11月2日 岡山県公報 第11733号

建物 都窪郡早島町 若宮三七〇八 番地七		土地 都窪郡早島町 若宮三七〇八 番七	土地 真庭市田羽根 字柳原五二九 番一二	土地 備前市東片上 字天神三八九 番二	四八番五
平家建	鉄筋コンクリ ート造陸屋根	鉄筋軽量コン クリート造陸 屋根二階建	鉄筋軽量コン クリート造陸 屋根二階建	宅地	宅地
	九・五四	六九・五五	六九・五五	原野	二九五・五九
			一七、三七八、 八〇〇円		二、一九〇、 〇〇〇円
			平成二十八年 七月二十九日 (金)		平成二十八年 七月二十九日 (金)

二 申込みの資格

日本国内に住所、事務所又は事業所を有する個人又は法人であること。ただし、次に掲げる者を除く。

1 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の三第一項に規定する者

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項に規定する者

3 知事が地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当すると認められた者であつて、その認められた時から三年を経過しないもの

4 申込者又はその役員が岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第一号に規定する暴力団又は同条第三号に規定する暴力団員等（以下「暴力団等」という。）である者

5 申込者又はその役員が暴力団等の統制下にある者

6 申込者又はその役員が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者

7 申込者又はその役員が岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領別表一に掲げる措置事由に該当すると認められる者

8 その他知事が不相当と認める者

三 用途制限

売払い物件については、売買契約書に、次に掲げる用途に使用することを制限するとともに、これらの用途に使用するおそれのある第三者へ転売し、又は貸し付けることを禁止する旨の条件を付す。

1 岡山県暴力団排除条例第二条第四号に規定する暴力団事務所その他これに類する施設の用に供すること。

2 契約の締結の日から五年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二條第一項に規定する風俗営業、同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供すること。

四 申込方法及び留意事項

1 県有財産買受申出書に必要な事項を記入の上、2の印鑑登録証明書又は印鑑証明書に係る印鑑を押印し、一の受付期限までに岡山県総務部財産活用課に提出すること。

2 添付書類

次により発行日から三月以内の証明書を添付すること。

(1) 個人の場合 印鑑登録証明書 一通

住民票の写し 一通

誓約書 一通

(2) 法人の場合 現在事項全部証明書 一通

印鑑証明書 一通

役員名簿 一通

誓約書 一通

3 原則として、先着順の売払いとなること。ただし、買受予定者を決定するまでの間に複数の者から申込みがある場合は、先着順の売払いによる随意契約を取りやめ、一般競争入札による売払いとする場合がある。

4 電話、ファクシミリ又は電子メールでの申込みはできないこと。

5 現状での引渡しになるので、必ず物件の下見と現状の確認を行った上で申し込むこと。

五 申込資格の確認

1 申込資格を審査し、申込資格があると認められた者に対しては、先着順の売払いとする場合には、県有財産買受申出受付確認書により、県有財産買受申出書の提出日から起算して十五日以内に通知する。ただし、一般競争入札による売払いとする場合には、別途その旨を通知する。

2 申込資格を審査し、申込資格がないと認められた者に対しては、県有財産買受申出通知書により、県有財産買受申出書の提出日から起算して十五日以内に通知する。

六 契約の締結

県有財産買受申出受付確認書を受理した者は、同確認書に記載された日までに契約を締結すること。なお、契約の締結の際、契約金額の十パーセント以上に相当する額の契約保証金を納付すること。

七 売買代金の納入

売買代金（契約金額から六の契約保証金の額を差し引いた金額をいう。以下同じ。）は、原則として契約の締結日の翌日から起算して二十日以内に納入すること。なお、納入期限までに売買代金が完納されなときは契約を解除し、六の契約保証金は、県に帰属させる。

八 問い合わせ先

〒七〇〇一八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県総務部財産活用課（電話〇八六一二二六―七二三五）

〔四三九〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十七年十一月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人勝央町健康スポーツクラブ

三 代表者の氏名

野上 忠夫

四 主たる事務所の所在地

勝田郡勝央町太平台三二番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、スポーツ活動を中心に文化活動等の振興に関する事業を行ない、心身ともに健康で明るく生きがいのある人づくりとコミュニティづくり・まちづくり等に寄与することを目的とする。

〔四四〇〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十七年十一月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人サン・ユーズ

三 代表者の氏名

山根 基

四 主たる事務所の所在地

津山市小原二八一番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対し、職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動及び社会貢献活動を行い、地域高齢者の雇用拡大を推進することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

平成27年11月2日 岡山県公報 第11733号

〔四四一〕農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る利害関係人は、縦覧の期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年十一月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所		
浦上 一	瀬戸内市長船町磯上一〇六三	備前市新庄字八之坪一四三〇一他五筆	
大内 浩史	瀬戸内市長船町牛文六五六	瀬戸内市長船町飯井字五ノ坪三一六一他二筆	
浦上 一	瀬戸内市長船町磯上一〇六三	瀬戸内市長船町磯上字西田八一他二筆	

二 縦覧の期間

平成二十七年十一月二日から同月十七日まで

三 縦覧の場所

岡山県農林水産部農村振興課及び各県民局農林水産事業部農業振興課

四 申請年月日

平成二十七年十月二十二日

平成27年11月2日 岡山県公報 第11733号

〔四四二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年十一月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字御野代六〇九一、六〇九一三、六〇九一八、六二七一四、三輪字石

原西一〇七八一、一〇七九一、一〇七九二、一〇八一（仮換地ロット八一

一二、八一三、八一四）

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市黒崎三二一

有限会社オノウ

代表取締役 小野久美子

三 許可番号

岡山県指令建指第一二四号

〔四四三〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成二十七年十一月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字御野代六〇九一、六〇九一三、六〇九一八、六二七一四、三輪字石原西一〇七八一、一〇七九一、一〇七九二、一〇八一（仮換地ロット八一
一二、八一三、八一四）

二 公共施設の種別

道路、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市黒崎三二一
有限会社オノウ
代表取締役 小野久美子

五 許可番号

岡山県指令建指第一二四号